令和3年1月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年1月6日(水) 開会 午後1時59分 閉会 午後2時 7分

場所 議会運営委員会室 出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、山本正乃委員、

木村勇夫委員、安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事

会議に付した事件議会の運営に関する事項

令和3年1月閉会中 議会運営委員会における発言 (令和3年1月6日(水))

委員長

1 1月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、令和3年1月臨時会に提案させていただく議案について、 説明申し上げる。

まず本日、1月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、新年早々御多忙のところお集まりいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げる。

新型コロナウイルス感染症に関して、本県では、12月31日に当時過去最多となる330人の新規陽性者を確認し、隣接する東京都等でも12月31日時点で過去最多の新規陽性者数となった。首都圏全体で、感染拡大に歯止めが掛からない現状の中、1月2日には1都3県の知事が西村大臣に対して、緊急事態宣言の発出に関する要望を行ったところである。この際、国から「専門家が『急所』としている飲食店については、4月から5月の緊急事態宣言時と同等の対応をとることとし、カラオケ・バーを含む飲食店の時短営業を20時まで、酒類提供は19時までとし、併せて、都民・県民に対する20時以降の不要不急の外出の自粛の要請をすること」などについて要請を受けた。これを踏まえ、1都3県で足並みをそろえ、1月4日には県内飲食店の事業者に対し、1月8日から31日までの間、国の要請どおり営業時間の短縮等を要請したところである。この1都3県による要請に伴い、更なる協力金を支給する必要があると判断し、この補正予算案について御審議いただくため、臨時会を招集させていただいた次第である。

それでは、お手元の資料「埼玉県議会令和3年1月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧 願う。

提案を予定している議案は、予算1件である。

お手元の資料2「令和3年1月臨時会補正予算案の概要」を御覧願う。

今回の補正予算案は、更なる「埼玉県感染防止対策協力金」の支給等に要する経費として、360億5,900万円となっている。その具体的な内容だが、まず既に第3期として、さいたま市大宮区、川口市、越谷市において酒類の提供を伴う飲食店及びカラオケ店を運営する事業者に対して要請している営業時間の短縮についてである。1月8日から1月11日までの間、当初の要請である午前5時から午後10時までの時短営業を更に午後8時までに短縮し、併せて酒類の提供時間を午後7時までとしていただいた場合に支給する協力金を増額する経費として、2億4,900万円を計上している。続いて第4期として、1月12日から1月31日までの間、県内全域のカラオケ店、バー等を含む飲食店を運営する事業者に対して、前述の営業時間の短縮や酒類の提供時間の制限に全面的に御協力いただいた事業者へ協力金を支給する経費として、358億1,000万円を計上している。

最後に財源についてだが、今回の補正予算案では、全額、国庫支出金を充てることとしている。なお、説明した本補正予算案だが、正に現在、国と調整をしているところであり、一部報道にある、1月7日の緊急事態宣言及び同時に発出される基本的対処方針等の内容によっては、補正予算案が変更となる可能性がある。お手数をお掛けするが、変更となった際には改めて説明させていただきたいと存じる。

さらに、1月4日の事業者への協力要請については、1月8日0時から有効となるため、大変恐縮だが、1月7日中に御議決を賜りますようよろしくお願いする。

以上で議案の説明を終わる。どうぞよろしくお願い申し上げる。

委員長

2 1月臨時会の会期予定についてだが、1月7日(木)の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、本臨時会においては、国の緊急事態宣言等の内容により、議案が確定するため、開会 時間を午後3時としたいと存じるが、よいか。

< 了 承 >

委員長

3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、1月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料1のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

去る12月定例会会期中の申合せからの変更点は、本会議及び委員会における執行部の出席 について、必要最小限の出席者とするよう要請することとした点である。

私としては、案のとおり1月臨時会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対して も協力を要請したいと考えているが、いかがか。

く 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

4 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、1月臨時会開会日・1月7日(木)の午後2時30分とすることでよいか。

< 了 承 >